

「新型コロナウイルス感染症」に関連した中小・小規模事業者支援について

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、中小企業・小規模事業者の事業活動への影響の拡大が懸念されることから、経営・金融等に関する特別相談窓口を設置するとともに、「県中小企業向け融資制度」における「経済変動対策資金」の融資対象を拡大し、資金繰り支援を実施。

1 新型コロナウイルス関連特別相談窓口

- (1) 開設日：令和 2 年 2 月 1 4 日（金）
- (2) 開設時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝・年末年始を除く）
- (3) 開設場所等：徳島県商工労働観光部 商工政策課 ほか
（商工団体、信用保証協会、よろず支援拠点等と連携し対応）

2 中小企業向け融資制度による資金繰り支援

(1) 「経済変動対策資金」の融資対象者拡大

- ・施行日：令和 2 年 2 月 1 8 日（火）
- ・融資条件
 - 融資金額：5,000 万円以内
 - 融資期間：運転資金 10 年以内（据置 1 年以内）
 - 融資利率：2.05% 以内
 - 保証料率：0.30% ~ 0.85%
 - 融資対象：感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による直接的又は間接的な影響を受けた者であって、原則として最近 1 か月の売上高が前年同期比で 5% 以上減少かつその後 2 か月を含めた 3 か月の売上高が前年同期比で 5% 以上減少することが見込まれる者

(2) 国による「セーフティネット保証」の適用

- ・セーフティネット保証 4 号（地域指定）
突発的災害により事業活動に支障が生じている指定地域において、売上が減少した事業者に対し別枠保証を適用（前年同期比 20% 以上減少）
- ・セーフティネット保証 5 号（不況業種指定）
業況が悪化している指定業種に属し、売上が減少した事業者に対し別枠保証を適用（前年同期比 5% 以上減少）
- ・今後、順次指定される見込み